

1. 「総合的な制度体系」を支える給付と負担の「見える化」について

- ① こども・子育て政策を抜本的に強化するための予算や財源の在り方を検討するに当たり、将来的には、現行制度全体を見直し、「総合的な制度体系」の構築を目指していくことが必要と考えられる。こうした中で、「加速化プラン」の実施とそれを支える安定的な財源の在り方について、国民的な理解を得ていくためにも、まずは、国民にとって給付と負担の全体像が分かりやすいようにする新たな会計の仕組みを構築することが重要ではないか。
- ② また、「加速化プラン」の実施に当たっては、その効果の検証を行いながら、政策の内容を更に検討することが必要ではないか。

2. 「加速化プラン」を支える安定的な財源の在り方について

- ① 安定的な財源の確保に当たっては、現役世代の負担の軽減や、企業の賃上げ原資の確保にも資するよう、全世代型社会保障を構築する観点から、徹底した歳出の見直しを行うことによって、公費財源の確保や保険料負担の抑制を最大限図るべきではないか。
- ② ①を前提として、その上で、企業を含め社会・経済の参加者全体が連帯し、公平な立場で、広く支え合っていく新たな枠組みについての検討が必要ではないか。その際、現行のこども・子育て政策が、各種保険制度や事業主拠出金、公費によって支えられていることや、少子化対策は将来の労働力確保や社会保障制度の持続性に関わるものであることを踏まえ、どのような新たな枠組みが適当と考えられるか。
- ③ 恒久的な施策には恒久的な財源が必要であり、こどもの世代につけを回さないよう、加速化プランの実施が完了するまでの間において、安定財源を確保すべきではないか。

2. こども・子育て政策の強化のための財源の在り方に関する政府方針等について

少子化社会対策大綱（令和2年5月29日）

- ◆ 少子化の進展が国民共通の困難であることに鑑み、更に強力に少子化対策を押し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進めていく。

「経済財政運営と改革の基本方針2022」（「骨太の方針2022」）（令和4年6月7日）

- ◆ こども政策については、こどもの視点に立って、必要な政策を体系的に取りまとめた上で、その充実を図り、強力に進めていく。そのために必要な安定財源については、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め幅広く検討を進める。その際には、こどもに負担を先送りすることのないよう、応能負担や歳入改革を通じて十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく。安定的な財源の確保にあたっては、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討する。

全世代型社会保障構築会議 報告書（令和4年12月16日）

- ◆ 恒久的な施策には恒久的な財源が必要であり、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（「骨太の方針2022」）の方針に沿って、全ての世代で、こどもや子育て・若者世代を支えるという視点から、支援策の更なる具体化とあわせて検討すべきである。

令和5年1月23日 施政方針演説

- ◆ こども・子育て政策は、最も有効な未来への投資です。これを着実に実行していくため、**まずは、こども・子育て政策として充実する内容を具体化**します。そして、**その内容に応じて、各種の社会保険との関係、国と地方の役割、高等教育の支援の在り方など、様々な工夫をしながら、社会全体でどのように安定的に支えていくかを考えてまいります。**

令和5年4月12日衆・厚労委における総理答弁

- ◆ 小倉大臣の下でたたき台を作った上で、今、こども未来戦略会議、このたたき台に基づいて、この政策強化の内容、予算、財源、これを更に検討を深める、こうした作業を進めているところです。
- ◆ 現時点において特定の財源を念頭に置いている、こういったものではない、六月に向けてこうした議論を進めていく、こうしたことを申し上げているわけですから、今の時点で、この財源について、これで賄うということを申し上げているものではないと承知をしております。
- ◆ 是非、こうした**安定的な財源をどう賄っていくのか考えていかなければならないわけですが、その際には、徹底した歳出改革、これは大前提**だと思っています。また一方、少子化対策は社会全体の問題である、先ほども申し上げたとおりであります。社会全体の問題、それから国民一人一人の問題点という認識の下、**社会経済参加者全体が広く負担していく、こういった視点も重要**であると考えています。いずれにせよ、六月に向けて、大枠を示すべく議論を深めていきたいと考えています。

3. こども未来戦略会議での主な意見

【第1回会議】

- 子育て・子育てに必要な費用は、社会全体で拠出すべきであり、そのためには、子育てと子育てを社会全体で支える意義を分かりやすく国民に伝え、理解を得ていくことによって、納得感を誰もが得ていくような形で進めていく必要。
- 再分配は、薄く広く集めて、必要な人に集中的に分配する政策。受給者も負担するが、子育て世帯のネットの受益はプラスとなる。再分配政策の制度設計では、費用負担者の意向をくみ取り、受益者に加え、協力者として支える人たちの満足感も高めるよう工夫する余地がある。
- 国民の納得感の観点から、必要な方へ重点化することが望ましい。また、既存の社会保障予算の適正化・効率化を徹底し、負担増を抑制することが必要。
- 財源として社会保険料等が報道されているが、せっかくの賃上げの契機に水を差す。むしろ全世代が応能負担で支える観点も含め、中長期の視点から、様々な税財源を組み合わせることが望ましい。
- 中小企業は、家族も含めれば約6～7000万人の国民の生活基盤。そういう人たちの子育てや、働き方の環境向上が拡充されるような多方面からの検討が必要。また、持続的な賃上げのモメンタムに水を差さないような議論をお願いしたい。
- 財源を考える際、少子化対策は、社会的には社会保障制度の持続性に深く関わり、経済的には人的資本投資の最上流の源に位置する。前者からは高齢者を含めた全世代負担に、後者からは幅広い企業負担に長期的に合理性がある。
- 児童手当には既に年間2兆円かかっているが、所得制限を撤廃する効果はいかほどなのか。限りある財源は、低所得者への手厚い経済支援とともに、中小企業の働き方改革推進のための集中的支援に振り向けるべきではないか。しっかりと効果の見える化をすべき。
- 自治体の財政力にかかわらず、全国どこに住んでいても基本的なサービスが受けられるよう、必要な財政措置と人材確保に向けた支援が必要。

【第2回会議】

- 少子化対策の充実の費用は、幅広く国民全体で負担していくことが基本であり、少子化の傾向の逆転によって、労働力の確保や消費者数の増加といったメリットを最も大きく享受するはずの企業も含めた社会全体で負担していくべき。
- 少子化対策のための財源に関わる負担の問題は、国家国民の長期的持続性にかかわる問題、長期的有事であり、いかなる形であれ、個人か企業かを問わず、幅広く連带的に負担し、将来世代への責任を果たすべき。
- 今後の人口構成を考えれば、医療・介護等の社会保障費そのものの抑制が必要。また、65歳以上の高齢者が14歳以下の若者を逆に支えるという発想の転換が必要。さらに、高齢者の働く期間を延ばせば、税や保険料の収入は増加し、医療費の抑制効果も期待できる。負担能力のある高齢者が多くおられるので、負担の議論については、高齢者も含め、全世代が応能負担で支えるという考え方を基本として、様々な税財源の組み合わせも検討すべき。
- こども・子育てを社会全体で支えていくためには、その費用を国民が広く負担していくとの考え方に立ち、徴収しやすいところから徴収するのではなく、税や財政の見直しなど、幅広い財源確保策を検討すべき。
- 財源について、社会保険料の負担増は、現役・子育て世代の可処分所得を直撃し、消費の冷え込みにつながる。さらに、事業者負担の増加は、企業による国内投資や賃金引き上げの原資に悪影響を与えるもの。中小企業の賃上げ努力やモメンタムに水を差す政策は避けるべき。また、事業主拠出金は、負担と受益の整合性を十分に勘案し、安易に拡大すべきではない。
- 少子化対策の財源確保のため、企業にも負担を求めることには賛成だが、一律な負担ではなく、少子化対策に協力的な企業には負担率の優遇をする一方、少子化の克服に非協力的な企業には負担率を重くすることも検討すべき。
- 国税の一部を目的税化して、こどものために支出することは考えられないか。例えば、酒税やたばこ税、贈与税、相続税などの一部を未来のこどもたちのために使うことも一案ではないか。

【第3回会議】

- 人口減少は、将来の労働力のみならず、未来の消費、投資需要の縮小をもたらす。ビスマルク時代から始まる社会保険は、労使折半になっており、社会の安定性と発展に貢献する合理性が広く確認され、普及した。企業を含め、社会経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で広く負担していく新たな枠組みを考える際には、社会保険の仕組みを視野に入れるのは十分にありうるのではないか。
- 財源については、第一に高齢者に手厚い社会保障給付を含む徹底的な歳出改革、第二に投資拡大や賃上げモメンタムの継続による経済の好循環実現に伴う歳入増を基本とすべき。その上で、不足する財源は、タイミングも含め、あらゆる選択肢を検討し、中小企業でも取り組んでいる賃上げ努力に水を差さず、国民の理解が得られる形でまかなうべき。
- こども・子育て施策の強化にあたり、給付については、妊娠・出産・子育てを通じた切れ目ない包括的な支援を全ての子育て家庭に保障すること、負担については、負担能力を考慮しつつ、企業も含めて社会全体で広く負担していくことを基本とすべき。
- 財源の議論に当たり、徹底した歳出改革が大前提。特に、医療・介護分野については、全世代型社会保障構築会議の報告書に記載された歳出の適正化・効率化を進めていく必要。これらは、少子化対策に必要な財源の捻出だけでなく、今後の社会保険料の上昇抑制効果があり、負担を極力抑えることに繋がる。構造的な賃上げを継続するためにも重要。
- 新たな負担増を求めるタイミングには慎重であるべき。まずは政府自ら、給付と負担の徹底的な見直しを通じた歳出改革等により財源確保に最大限取り組み、中長期の観点から、全世代型社会保障改革のグランドデザインを示した上で、社会保険料ありきではなく、税制を含めた様々な財源のベストミックスを考えるべき。
- EBPMにおいて現行の効果がない歳出を抜本的に見直すことが必要。その中で、高齢化の進展に伴って今後も増加が見込まれる医療介護について、デジタルを活用し、イノベーションや技術革新の徹底など、規制改革を含めた歳出改革が必要。
- 財源については、こども子育てを社会全体で支えるための政策を実行するため、その費用を国民が広く負担していくとの考え方が重要。その際は、幅広く財源や歳出の見直しを検討すべき。

參考資料

こども・子育て関連予算について

- 子ども・子育て拠出金や雇用保険料を財源とする歳出については、特別会計において経理されている。

こども家庭庁所管

【年金特会こども・子育て支援勘定】

主な歳出

主な歳入

児童手当

- ・ 子ども・子育て拠出金
- ・ 税財源等

保育所運営費等

- ・ 子ども・子育て拠出金
- ・ 税財源等

企業主導型保育

- ・ 子ども・子育て拠出金

地域子ども・子育て支援
(放課後児童クラブ等)

- ・ 子ども・子育て拠出金
- ・ 税財源等

厚生労働省所管

【労働保険特会雇用勘定】

主な歳出

主な歳入

育児休業給付

- ・ 雇用保険料
- ・ 税財源等

(参考) 事業主拠出金 (子ども・子育て拠出金) について

○ 子ども・子育て支援法に基づき、以下の事業に要する費用に充てるため、政府は事業主から拠出金を徴収。

- ① 児童手当の支給
- ② 地域子ども・子育て支援事業 (放課後児童クラブ、延長保育事業、病児保育事業)
- ③ 仕事・子育て両立支援事業
- ④ 保育の運営費 (0～2歳児相当分)

(参考) 事業主拠出金率 : 0.36% (令和2年4月～) 拠出金率の上限 : 0.45%

事業主負担の考え方

- **児童手当制度 [昭和46年度～]**
「次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する」ことを通じ、将来の労働力の維持確保につながる効果が期待されることから、被用者に対する児童手当の支給分について事業主から負担を求めることとしている。
- **福祉施設事業 (児童育成事業) [昭和53年度～平成26年度]**
「児童の養育に伴う家計の経済的負担を社会的に分担するとともに児童健全育成の観点からも家庭における児童の養育について社会がその責任を分担する」という児童手当法の目的を達成するため、現金給付の付随的な手段として昭和53年に「福祉施設」を導入。平成6年に「福祉施設」を改め「児童育成事業」を創設し事業主拠出金を順次充当。
- **地域子ども・子育て支援事業 [平成27年度～]**
平成27年度の子ども・子育て支援新制度の創設により、事業主拠出金の充当事業を児童手当及び地域子ども・子育て支援事業のうち両立支援系の3事業 (放課後児童クラブ、延長保育、病児保育) に限定。
- **仕事・子育て両立支援事業 [平成28年度～]**
労働者の仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う「仕事・子育て両立支援事業」を創設し、その財源として事業主拠出金の充当先を拡大。
- **保育の運営費 (0～2歳児相当分) への充当 [平成30年度～]**
「新しい経済政策パッケージ」を踏まえ、「子育て安心プラン」の実現に必要な費用として「企業主導型保育事業 (6万人分)」に加え、「保育の運営費 (0～2歳児相当分)」に新たに事業主拠出金を充当。

【徴収の流れ】

事業主拠出金は厚生年金保険料、健康保険料等とともに事業主から徴収。

事業主
(厚年適用事業所、独法等)



日本年金機構
共済組合等

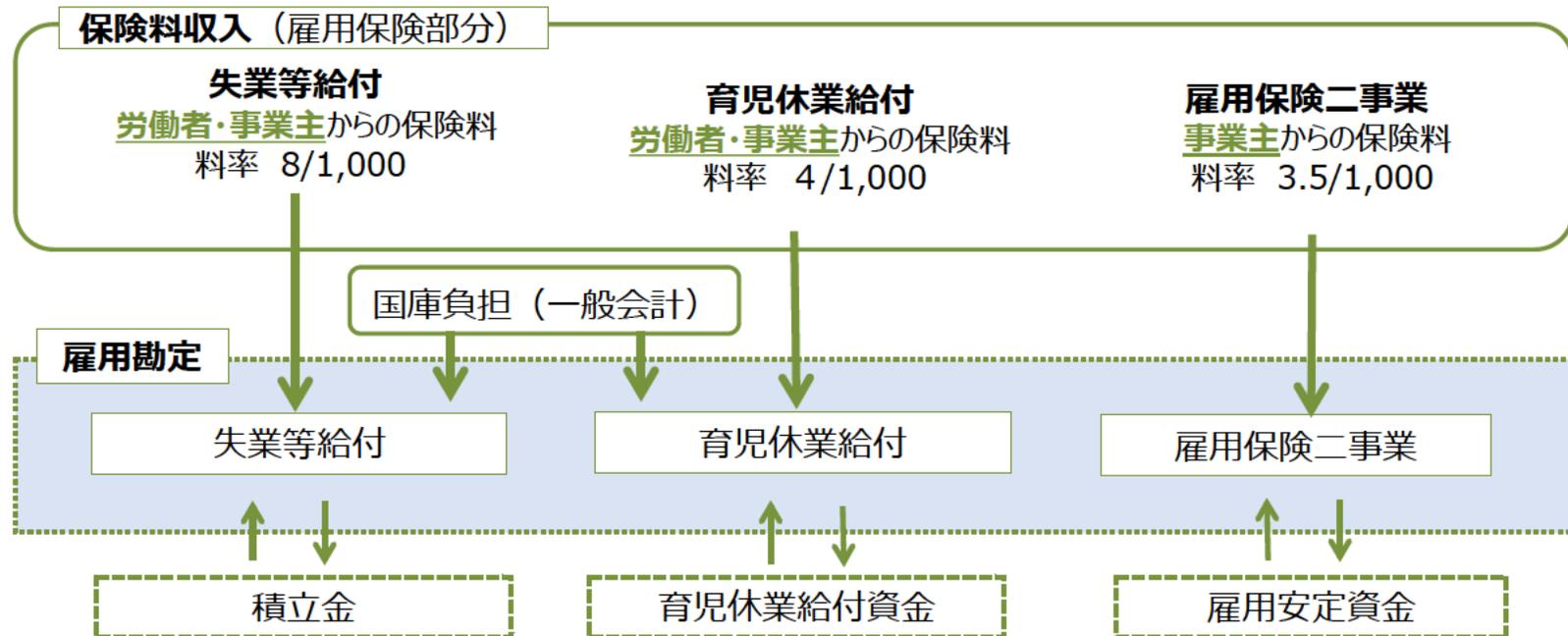


年金特別会計
子ども・子育て支援勘定

(参考) 雇用保険制度の財政構造

- 雇用保険では、失業等給付、育児休業給付、雇用保険二事業を実施しており、これらを区分経理している。
 - ※ 令和2年改正法により、令和2年度から育児休業給付を失業等給付から切り離して区分経理（育児休業給付について給付と負担の関係を明確化して均衡の取れた財政運営とするとともに、その他の給付について景気の動向により的確に対応できるようにするため。）
- 保険料負担は、失業等給付・育児休業給付は労働者・事業主折半。雇用保険二事業は事業主のみ。

労働保険特別会計（雇用勘定）の仕組み

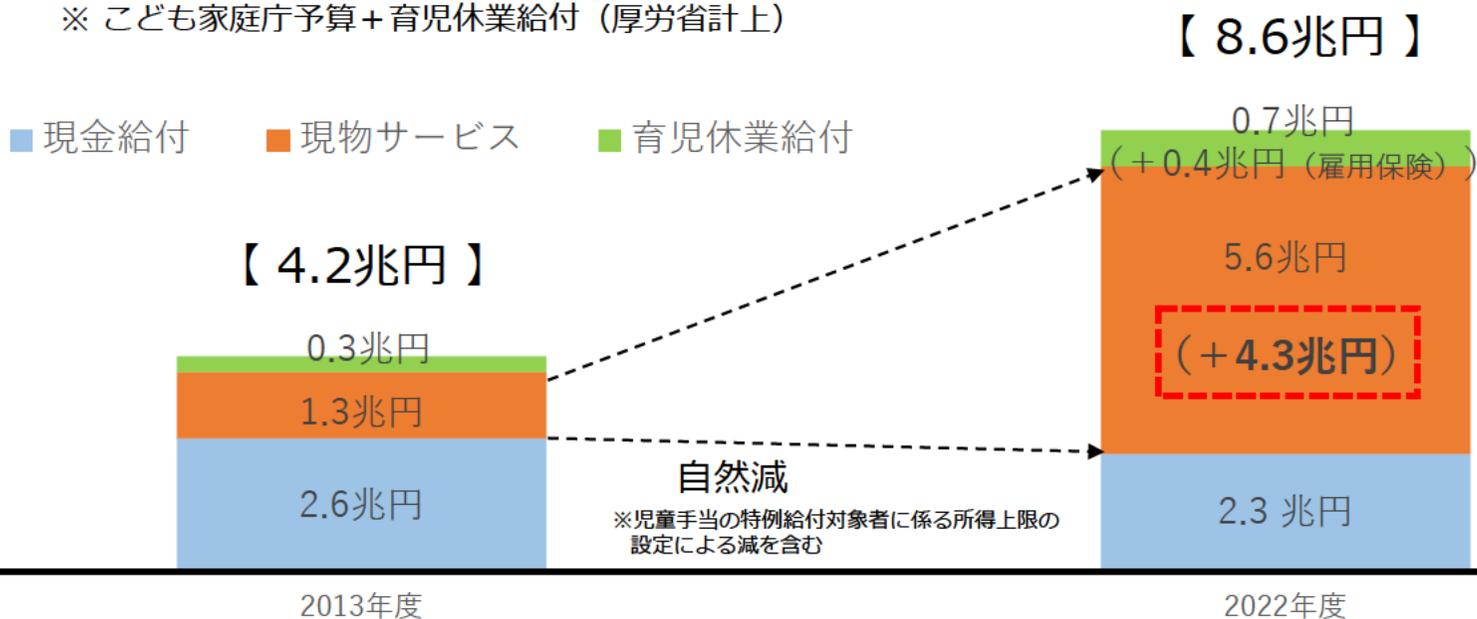


こども・子育て予算の充実のための財源確保の取組について

- こども・子育て予算の充実のための財源は、これまで、全世代型の社会保障制度を構築する観点から、消費税率引上げの増収分や子ども・子育て拠出金の増額のほか、社会保障関係費の歳出の目安の下での歳出改革により確保してきている。

◆過去9年間のこども関連予算（地方負担含む公費ベース）の推移

※ こども家庭庁予算+育児休業給付（厚労省計上）



« +4.3兆円の財源 »

- 消費税率引上げ +2.2兆円
- 子ども・子育て拠出金の増額 +0.5兆円
- 歳出の目安の下での歳出改革による予算確保 +1.6兆円 ※9年間累積

(注) 上記のほか、児童扶養手当の制度改革（多子加算額の増額、公費250億円（2017年度予算））の財源確保のための歳出改革がある。

社会保障分野（医療・介護）における歳出改革等に関する取組について①

2014年度	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬・薬価改定等 ・70～74歳の医療における窓口負担割合の見直し
2015年度	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度改正（地域支援事業の充実、予防給付の一部を地域支援事業に移行、2割負担の導入等） ・介護報酬改定 ・協会けんぽ国庫補助の見直し
2016年度	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬・薬価改定等
2017年度	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入 ・高額療養費の見直し ・後期高齢者医療の保険料軽減特例の見直し ・介護納付金の総報酬割の導入
2018年度	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬・薬価改定等 ・薬価制度の抜本改革 ・介護報酬改定、高所得者3割負担の導入
2019年度	<ul style="list-style-type: none"> ・介護納付金の総報酬割の拡大 ・診療報酬・薬価改定等（消費税率引上げに伴う対応）
2020年度	<ul style="list-style-type: none"> ・介護納付金の総報酬割の拡大 ・診療報酬・薬価改定等
2021年度	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年薬価改定 ・介護保険制度改正（補足給付及び高額介護サービス費の見直し） ・介護報酬改定
2022年度	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬・薬価改定等 ・後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し ・被用者保険の適用拡大等
2023年度	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年薬価改定

【「全世代型社会保障構築会議 報告書」（令和4年12月16日）で示された「今後の改革の工程」（抄）】

3. 医療・介護制度の改革

（1）基本的方向

- 超高齢社会への備えを確かなものとするとともに、人口減少に対応していく観点から、医療・介護制度の改革を前に進めることが喫緊の課題。特に、2025年までに75歳以上の後期高齢者の割合が急激に高まることを踏まえ、負担能力に応じて、全ての世代で、増加する医療費を公平に支え合う仕組みを早急に構築する必要がある。
- 限りある資源を有効に活用しながら、地域における医療・介護ニーズの増大に的確に対応する。全ての国民が、それぞれの地域において、質の高い医療・介護サービスを必要に応じて受けることのできる体制を確保していく観点から、医療の機能分化と連携の更なる推進、医療・介護人材の確保等に力を注ぐ。

（2）取り組むべき課題

（略）

（3）今後の改革の工程

① 足元の課題

（略）

② 来年、早急に検討を進めるべき項目

- 更なる医療制度改革（かかりつけ医機能の制度整備の実施に向けた具体化、地域医療構想の実現に向けた更なる取組、診療報酬・薬価改定に向けた検討）
- 医療・介護等DXの推進、介護職員の働く環境の改善
- 次期介護保険事業計画に向けた具体的な改革

③ 2025年度までに取り組むべき項目

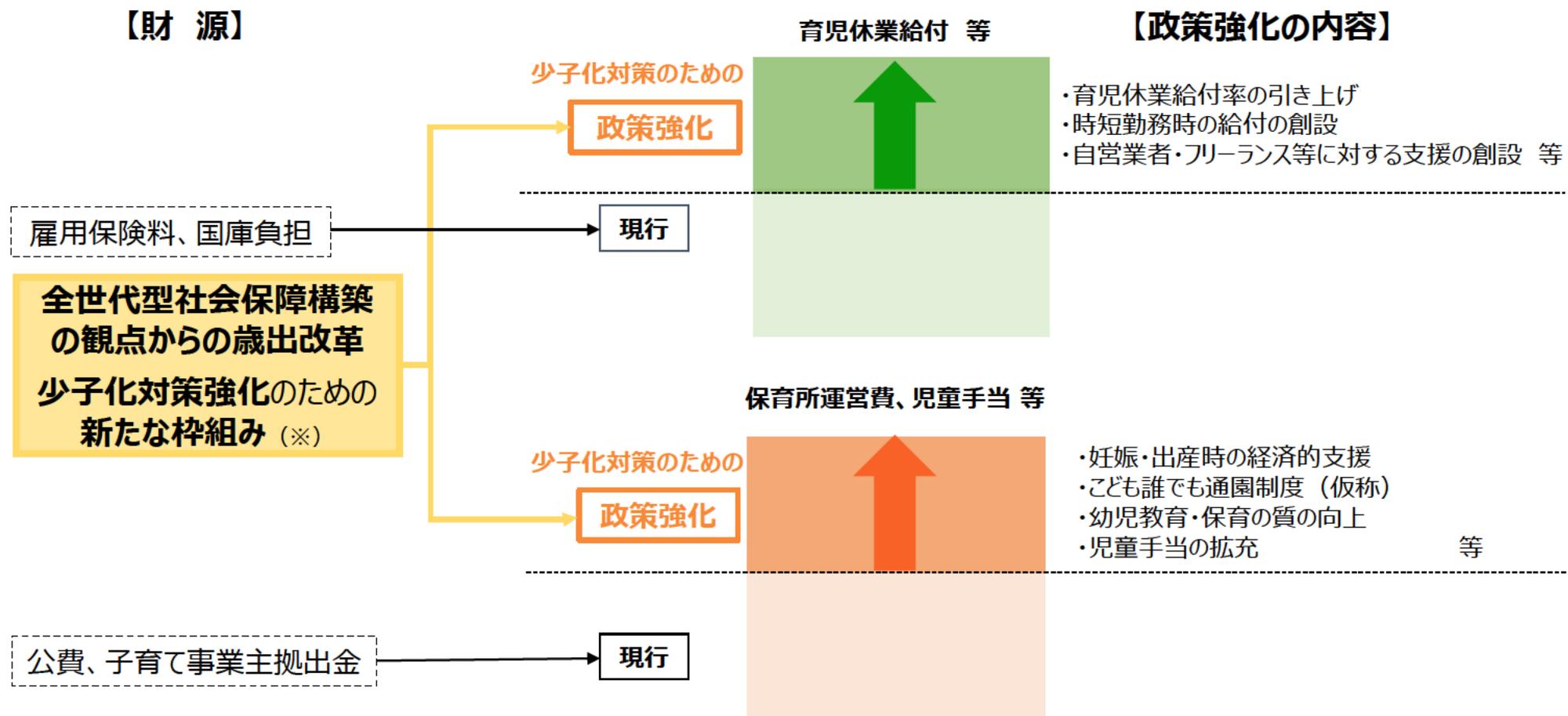
- 医療保険及び介護保険における負担能力に応じた負担と給付の内容の不断の見直し
- 本格的な人口減少期に向けた地域医療構想の見直し、実効性の確保
- 地域包括ケアの実現に向けた提供体制の整備と効率化・連携強化

こども・子育て政策の強化を支える財源の在り方について

- こども・子育て政策の抜本的な強化に向けては、制度横断的に政策を強化していく必要。その際の財源については、全世代型社会保障制度構築の観点から、歳出改革の取組みを徹底しつつ、「骨太の方針2022」に沿って、企業を含め社会・経済の参加者全員が公平な立場で広く支え合っていくための「新たな枠組み」についても検討する必要がある。

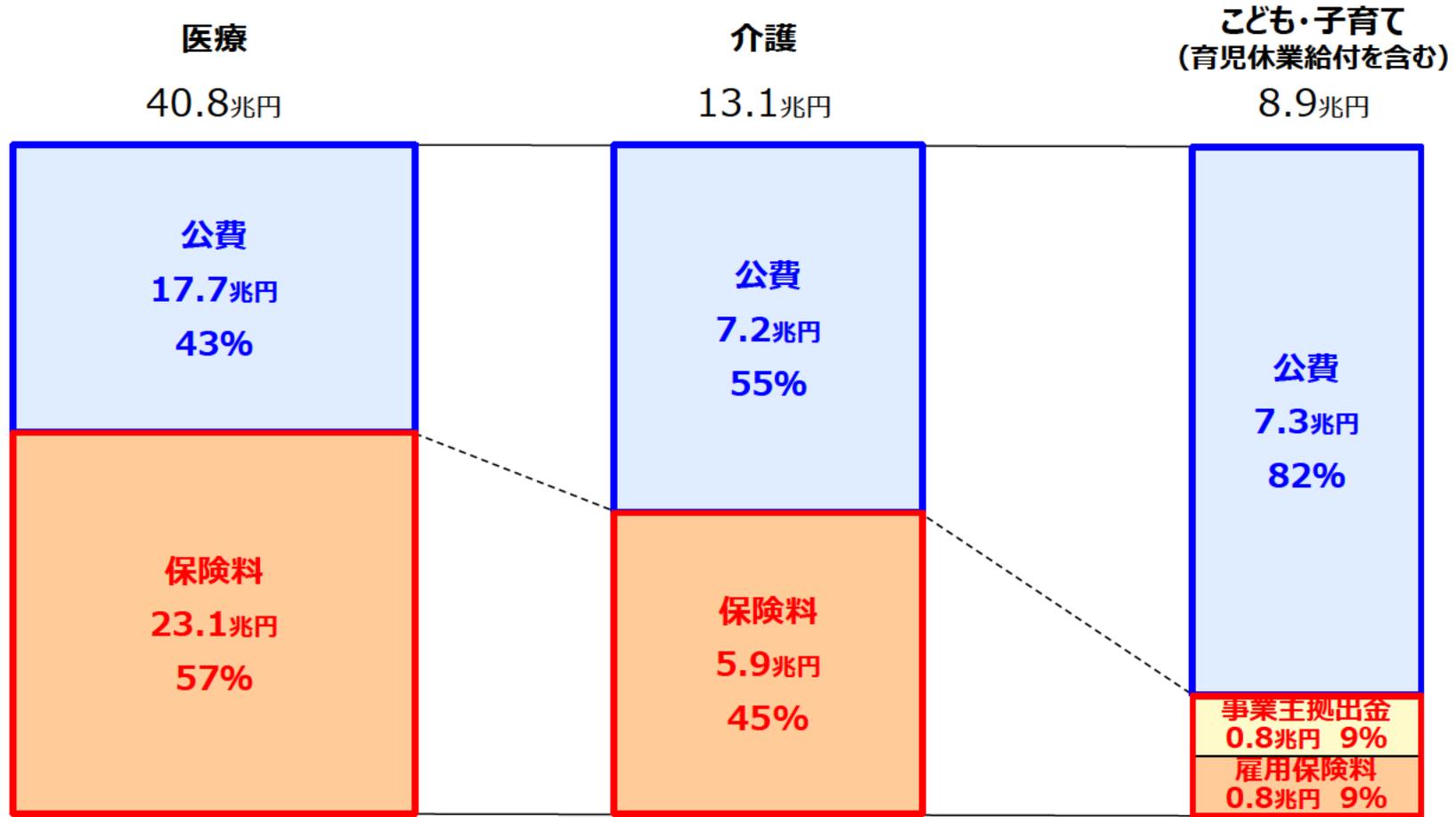
(※)「経済財政運営と改革の基本方針2022」(「骨太の方針2022」) (令和4年6月7日閣議決定) (抄)

安定的な財源の確保にあたっては、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討する。



社会保障政策における財源内訳について

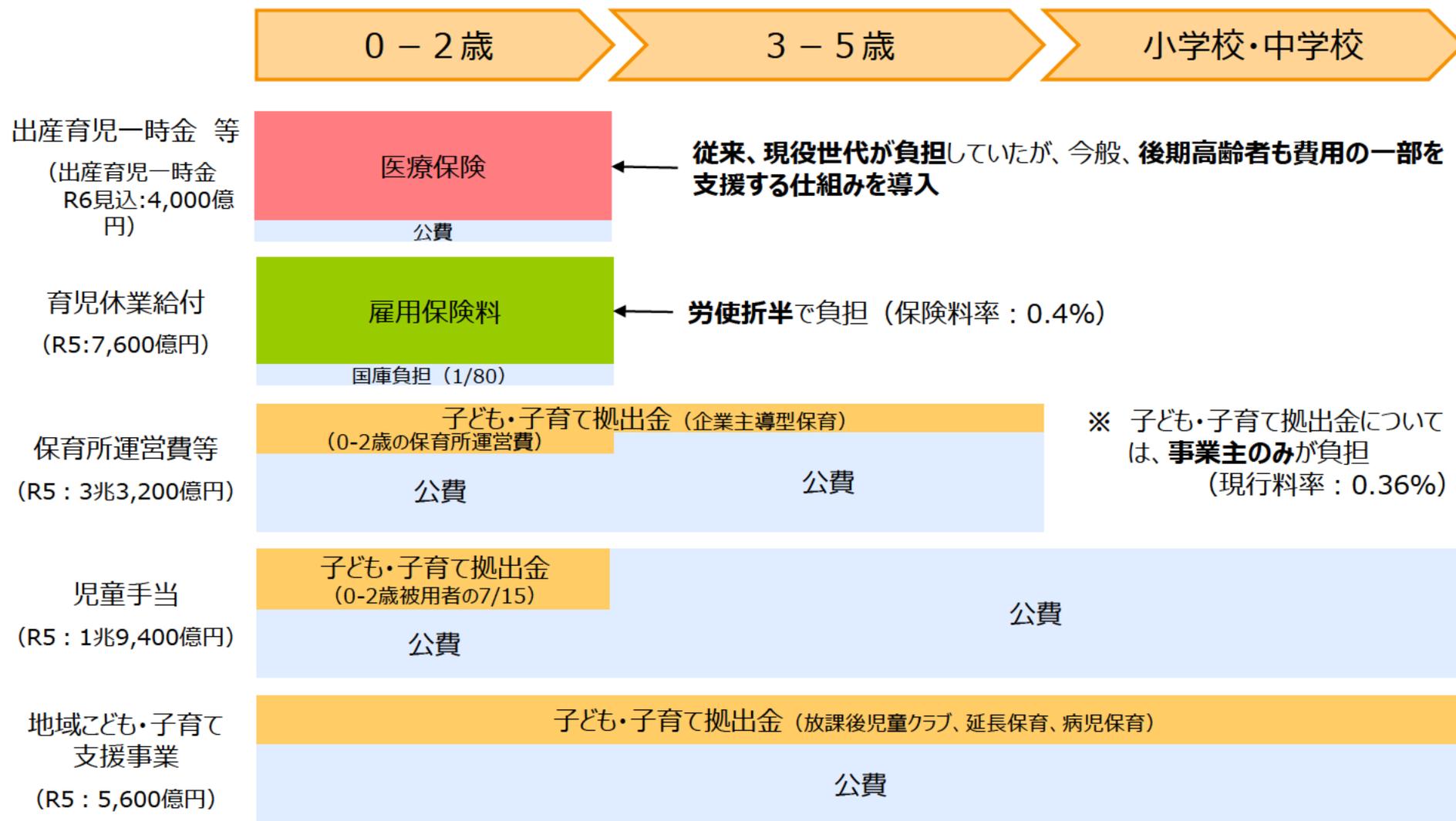
◆各分野の財源内訳



(注) 医療・介護は令和4年度当初予算ベース。子ども・子育ては令和5年度当初予算ベース。

各種のこども・子育て支援に関連する政策の財源構成について

- こども・子育て支援に関連する政策の財源として、一部に保険料や事業主拠出金が活用されている。



※上記のほか、教育、住宅に関するもの、社会的養護や障害児等の多様な支援ニーズに関するもの等については、基本的に公費で賄っている。

加速化プランの実施のタイミング

R5
(2023)

R6
(2024)

R7
(2025)

R8
(2026)

R9
(2027)

R10
(2028)

集中取組期間

実施に時間を要するもの
雇用保険の適用拡大

先行実施

出産育児
一時金の増額 等

順次実施

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化
2. 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充
3. 共働き・共育ての推進

PDCAの推進

集中取組期間における実施状況や取組の効果等を検証しつつ、施策の適切な見直しを行い、PDCAを推進。